

地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕 Q & A

(資料5)

○ひろば型の機能拡充について

No.	内容	回答
1	補助対象を、市町村からの委託等により地域子育て支援拠点事業を実施している社会福祉法人等としているが、市町村直営の形態は対象とならないのか。	ひろば型実施の社会福祉法人等が、その取組と一体的に多様な子育て支援活動を実施するとともに、関係機関等と連携し、子育て家庭にきめ細かな支援が提供されることで、地域の子育て力を高め、子育て支援の充実が図られることを目的としている。社会福祉法人等の多様な主体が参画し、こうした役割を担うことをもって機能拡充としているが、市町村の直営の場合、ひろばの取組と連携して、多様な子育て支援を行い、かつ地域のネットワーク構築を進めることは本来の責務であると考えられることから、対象としていない。
2	地域における子育て支援活動の中で、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を対象とした理由は何か。	法律に位置付けられた事業であり、さらに、一時預かりや放課後児童クラブについては、ひろばと一体的な実施による子育て支援活動の面的充実や多様なサービス提供による利便性向上、様々な子育て親子が集まることによる交流促進などが図られること、また、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業については、子育て親子をひろばや関係機関による必要な支援へつなぐことができることから対象としている。
3	一時預かり事業や放課後児童健全育成事業の場合、これに準じた事業も要件に該当するが、具体的な判断基準は何か。	市町村の単独補助により実施している場合のほか、市町村の支援がない場合であっても、一時預かりや就学児童の放課後の預かりを、社会福祉法人等が独自に実施している取組も該当する。
4	一時預かりや放課後児童健全育成事業について「ひろば型の開設場所(近接施設を含む)を活用」としているが、近接とは、どの程度の範囲を指すのか。	ひろばを中心に、子育て支援サービスが提供され、様々な子育て親子の交流促進が図られるよう、ひろばの開設場所を活用している。このため、近接施設としては、容易に行き来ができるような徒歩圏内を想定しているが、個別の状況により、ご判断いただきたい。
5	機能拡充に係る要件として、「市町村独自に補助又は委託を行っている事業のうち、ひろば型の活動の充実に資すると認めた事業」とあるが、どのような事業が想定されるか。	父親の子育て力を高めることを目的とする事業や、児童館、プレーパーク等での親子交流事業の実施など、子育て家庭と地域をつなぐものとして継続的な取組が想定されるが、各自治体において様々な子育て支援事業に取り組まれていることから、市町村の判断が尊重される。